

平成27年第1回定例会議事日程（第2号）

平成27年3月6日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第12 議案第11号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第12号 平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第13号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第14号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第15号 平成27年度吉富町一般会計予算について
- 日程第17 議案第16号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第18号 平成27年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第20 議案第19号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第20号 平成27年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 議案第21号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第24 議案第22号 町道路線の認定について

日程第25 議案第23号 町道路線の廃止について

日程第26 閉会中の継続審査の申し出について

平成27年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成27年3月6日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	3月6日 10時00分		
応 招 議 員	1 番 是石 直哉	6 番 丸谷 一秋	
	2 番 山本 定生	7 番 今津 時長	
	3 番 太田 文則	8 番 是石 利彦	
	4 番 梅津 義信	9 番 若山 征洋	
	5 番 横川 清一	10番 花畑 明	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 今富壽一郎	会計管理者 友田 博文
	教 育 長 園田 陽一	住 民 課 長 瀬口 浩
	総 務 課 長 江河 厚志	健康福祉課長 上西 裕
	企画財政課長 奥田 健一	産業建設課長 赤尾 慎一
	税 務 課 長 峯本 安昭	上下水道課長 赤尾 肇一
	教 務 課 長 田中 修	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志
	書 記 守口 英伸

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、今津議員、若山議員の2名を指名をいたします。

日程第2. 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、議案第1号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

議案第1号は、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

先般の町長の提案理由の説明のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布されましたが、昭和23年の制度導入以降、教育委員会は首長から一定の距離を置いた独立した行政機関として、その役割を果たしてきたところなんですけれども、その権限に係る意思決定を非常勤の委員により構成される教育委員会が合議により決定することから、意思決定の迅速性に欠ける、あるいは責任の所在が明確ではないなどといった批判から今回の制度改正が行われ、教育行政の責任の明確化ということで、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置され、経過措置も含めまして平成27年4月1日から施行されることとなります。

旧教育長は、一般職と同じく地方公務員法の職務専念義務は免除されますが、新教育長は特別職となるため、改正法、第11条第5項に定める職務専念義務の規定が適用され、一般職とは根拠法が異なるため、新たに条例を制定するものであります。

議案の2ページをお開きください。教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

趣旨としまして、第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する条例（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

職務に専念する義務の免除で、第2条、教育長は次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ吉富町教育委員会、またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務

を免除されることができる。

(1) として、研修を受ける場合。

(2) として、厚生に関する計画の実施に参加する場合。

(3) 消防団員として従事する場合。

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、吉富町教育委員会が定める場合。

附則としまして、施行期日で、1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置としまして、2、この条例の施行の際、現に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しないというものでございます。

以上、よろしく御審議方をお願いします。

○議長（花畑 明君） それでは、これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本案に対する御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 職務に専念する義務の免除とこうありますが、以前の、それまでの教育長の勤務時間と今回のそれは、何か変わるところがあるのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 今回の改正につきましては、新教育長につきましては常勤の特別職ということになりまして、これまでと勤務時間が違うというふうなことはございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。これ、法改正に伴う条例の改正だと説明を受けたんですが、法に基づく改正以外で町独自の改正部分があるかどうかをお聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 町独自の改正はございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ございませんか、ほかに。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ここに、「教育長は、首長が議会同意を得て直接任命、罷免を行う」とこうあります。この部分も以前と変わらないのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 以前は、教育委員の中から選んで、それで町長が議会に諮るような形だったんですけども、今回の制度改正につきましては、直接、町長が任命、罷免をできるシステムに変更になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 罷免ができるちゆうことは、任期関係なく途中でかえられるちゆうことだろうと思いますが、それまではどうだったんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） それまではどうかというのは、ちょっとわかりかねますが……。

○議員（8番 是石 利彦君） 要するに罷免はないんですね、罷免権はないですね。

○総務課長（江河 厚志君） ないと思います。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第3. 議案第2号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第3、議案第2号教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

議案第2号は、教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてであります。議案第1号と同様の趣旨による制定でございます。

4ページをお開きください。教育長の勤務時間等に関する条例。趣旨としまして、第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の勤務時間、その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

勤務時間、その他の勤務条件としまして、第2条、教育長の勤務時間、その他の勤務条件は一

般職の職員の例による。

附則としまして、施行期日で、1、この条例は平成27年4月1日から施行する（吉富町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止）。

附則の第2としまして、吉富町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和40年条例第97号）は廃止する。

経過措置で、3、この条例の施行の際、現に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用せず、廃止前の吉富町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なお、その効力を有するというものでございます。

以上、よろしく御審議方をお願いします。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。こちらについても法改正に伴う条例改正だと説明を受けましたが、こちらについても法以外の町独自の改正部分がありましたら御質問します。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 町独自の改正はございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務文教委員会に付託をすることに決しました。

日程第4 議案第3号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第4、議案第3号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

議案第3号は、常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育長が常勤の特別職となるため、教育長の項目を加えるものであります。

議案書6ページとあわせまして、別紙の資料のナンバー1の1ページを御参照ください。

常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

別表に次の表を加える。「教育長」で、金額が50万2,000円。

附則としまして、施行期日で、1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置で、2、この条例の施行の際、現に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長は、なお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例第2条及び別表の規定は適用せず、改正前の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例第2条及び別表の規定は、なおその効力を有するというものでございます。

以上、よろしく御審議方をお願いします。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明で条例に対する加筆、追加分というふうに説明を受けました。この追加分以外の金額などについて、町独自で何か改正部分、ほかにありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） ございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第5. 議案第4号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第5、議案第4号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

議案第4号は、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育長を特別職の種別の欄に加えるものであります。

議案の8ページと別紙で資料ナンバー1の2ページを御参照ください。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表中、副町長の次に「、教育長」を加える。

附則としまして、施行期日で、1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置としまして、2、この条例の施行の際、現に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の職員等で旅費に関する条例別表の規定は、なおその効力を有するというものでございます。

よろしく御審議方をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらも同じく加筆と追加だとお聞きしました。その加筆の部分と金額等について、町独自の改正部分がありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 町独自の改正はございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 常勤の特別職ではなかった教育長が、今度は常勤の特別職職員となったわけです。といいますと、副町長の任命は議会の同意が要ります。この場合、そうなりますと教育長も議会の同意が要ることになるんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 旅費等に関する条例の話で、ちょっと質問の内容が違うと思いますけれども、議会の同意は当然必要になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第5号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第6、議案第5号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 議案第5号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

議案書は10ページであります。資料ナンバー1の新旧対照表3ページから5ページをお願いいたします。新旧対照表中アンダーライン部分が改正箇所であります。

まず、第1条の改正であります。4ページ、別表中「57番」その他の非常勤特別職を「58番」とし、54番、国民保護協議会の委員から、56番、附属機関の委員までを1項ずつ繰り下げ、「53番」埋蔵文化財発掘調査員の金額「17万2,200円」を「13万7,700円」に改め「54番」とします。同じく、別表中「52番」管理栄養士を「53番」とし、3ページ、31番、子ども発達支援専門員から、4ページ、51番、社会福祉士までを1項ずつ繰り下げ、3ページの30番、指導主事の次に、31番、職名「学校司書」、支給方法「月額」、金額を「12万3,000円」と新設するために加えるものであります。

改正理由につきましては、まず4ページ、53番、埋蔵文化財発掘調査員の金額の改正につきましては、現在、埋蔵文化財発掘調査員の勤務日は週5日としておりますが、26年度の事務の進捗実績と27年度の事務量を推測し、週5日の勤務を要しないことから、勤務日数を週4日勤務と変更し、あわせて月額報酬を現行17万2,200円の5分の4に相当します13万7,700円と改正するものであります。

次に、3ページ、31番、学校司書の新設につきましては、現在、小学校には町費で図書司書を週4日雇用し配置しているところであります。今後につきましても学校図書室を活用した学習を充実させるなど、児童の読書活動を推進し、確かな学力と豊かな人間性を育むため、学校図書室の充実を図っていききたいと考えております。つきましては、現在配置しています図書司書を、

平成27年4月1日から施行されます学校図書館改正法で規定されております学校司書として位置づけまして、勤務を現在の週4日31時間から週5日30時間の勤務としまして、児童、教師が図書室を利用する時間帯は司書が常駐している体制にしたいと考えております。そして、週5日30時間とすることによりまして非常勤の嘱託職員と位置づけ、日額の賃金から月額賃金に見直すものであります。月額12万3,000円の根拠につきましては、図書司書1時間当たりの賃金929円掛ける1日の勤務時間を6時間掛ける一月の勤務日数22日で算出をしております。

次に、第2条の改正であります。5ページをお願いします。別表中「1番、教育委員会委員長」を削除し、2番「同じく委員」を「教育委員会委員」に、支給方法「同じく」を「年額」に改め、「2番」を「1番」とし、3番、監査委員から、58番、その他の非常勤特別職までを1番ずつ繰り上げるものであります。

改正理由につきましては、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会の委員長と教育長が一本化され、新教育長が設置されることによるものであります。

議案書の10ページをお願いいたします。附則の第1項で施行期日を平成27年4月1日からとし、附則第2項で第2条の改正に伴う経過措置として、改正法附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお従前の例により在職する場合においては改正後の規定は適用せず、改正前の規定は効力を有するものと規定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決をよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はございませんか。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 今るる説明がありましたけれど、1日の勤務時間が6時間というふうに、たしか説明されましたけど、何時から何時までを予定しておるんですかね、これは。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 9時から4時を予定しております。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明の中で、学校司書、今までは週4日やったのを週5日ということで、活用を広げるといことなんでしょう。子供たちがいる時間にはいつでも借りれるという説明を受けました。大変いいことだと思います。

現在のこの学校司書の方の評判といいますか、あと学校からの要望とか、何かそういうものがあるかなというのをちょっとお聞きしたいのと、もう一つは埋蔵文化財発掘調査員、これたしか以前、人が集まらないとか言ってたような仕事だったと思うんですが、このことによって、ちょっと給料減るようなんで大丈夫なのかなという、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 現在の司書につきましては、仕事の内容も効率よく評判がいいものと認識しております。学校現場からの要望としましても、26年度までは週4日でありましたが、児童がいます毎日、週5日の希望は、当然現場からも希望されております。

2点目の発掘調査員の件につきましては、金額の改正につきましては、先ほど説明しましたように事業内容等によりましてこの改正をしておりますが、募集もかけておりますが、今までそういう状況もありまして、26年度から新しく調査員に雇用している状況であります。今募集をかけておりますので、一応勤務実績により改正したものでありますので、これでいいものと担当課は認識しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今お聞きしました学校司書のほうですね、こちらのほうは大変評判がいいとお聞きしたんで私も大賛成なんです、今の方がそのまましていただけるという前提なんですか、それが1点と、文化財の発掘調査員、こちらの方も現在の方がやっていたける予定なのか、また今、募集と言われましたので、もし募集来なかったら、また金額のほうを見直さないといけないのかなとちょっと危惧するんで、その辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 教務課長、答弁。

○教務課長（田中 修君） まず、1点目の司書につきましては、2月までで募集を締め切っております。今から面接等選考して決定していきます。

2点目の調査員につきましては、今募集をしておりますので、今の方ではない方で募集をしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 埋蔵文化の件ですが、何か埋蔵品が出ましたよね。それを報告書書いていただくことで週5日の勤務だったというお話でしたが、今回はそういうものが今んとこ出ていないので、仕事量が減ったからということよろしいんでしょうか。そういうふう感じていいんですね、考えて。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まだ試掘調査等も27年度につきましてもありますが、大体の部分で町内を調査が終わっておりますので、そういう事務量の少なくなったことにより日数を4日に変更するものであります。

先ほどの山本議員さんの質問であります。応募につきましては、今の方も当然含めまして募

集をするということに訂正させていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） さっきの勤務時間のことですが、9時から16時って説明がありましたけれど、大体、小学校が16時ぐらいから下校しよるんね。そのときは、じゃあ、いないちゅうことですか。うちも孫がおりますけれど、17時ごろ行ったりしよるんですけど、例えば13時から18時とか、そういうふうじゃないと、これ対応できないんじゃないかなと、私なりに今ちょっと心配になったんですが、大丈夫なんですか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

児童が図書室を利用する時間帯に司書を配置するということでありますので、児童がおる時間に配置をする時間帯で仕事をしてもらいます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 何かぴんとこんのやけど。じゃあ、5時ごろ行っても使いよるやろ、今、図書館。使えてないんですか。孫たちが、5時過ぎに行くことがあるんですよ。フォーユー会館の図書館に寄って……（「学校の」と呼ぶ者あり）学校内ですか。

○議長（花畑 明君） ちょっと待ってください。自由発言はやめてください。

○議員（9番 若山 征洋君） わかりました。私が、ちょっと勘違いです。

○議長（花畑 明君） 教務課長、何かありますか。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 今の若山議員さんの発言でわかりました。

以上です。

○議長（花畑 明君） どうわかったんですか。

○教務課長（田中 修君） フォーユー会館の図書室につきましては、17時15分まであいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今お聞きしてて、ちょっと私も疑問に思ったんで1点お聞きします。4時までということは、子供たちが大体、小学生が帰るのが3時半から4時ぐらいだと思うんですが、放課後に使える予定はないという形でよろしいのでしょうか。ちょっと、その辺1点お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校には、司書教諭もおります。ほかの先生方もおります。ですから、場合によっては必要に応じて、必要な場合は許可を得て使うと、そういうことになっております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第7. 議案第6号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第7、議案第6号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 議案第6号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は12ページです。資料ナンバー1の新旧対照表6ページをお願いいたします。アンダーライン部分が改正箇所であります。

第6条、運営審議会の設置等につきまして、運営審議会の会長、副会長以外の委員の人員「4人」を「3人」に、選任の方法「教育委員会の委員長及び教育長」とあるのを「教育長」と改正するものであります。

改正理由につきましては、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長と教育長が一本化され、新教育長が設置されることによるものであります。

議案書の12ページをお願いいたします。附則第1項で施行期日を平成27年4月1日とし、附則第2項で経過措置としまして改正法附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお従前の例により在職する場合においては改正後の規定は適用せず、改正前の規定は効力を有するものと規定をするものであります。

以上であります。御審議の上、御議決をよろしくお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらについても、法改正に伴う条例の改正案だとお聞きしております。町独自の部分がないかということと、法のほうでも4人から3人にするという形でこういうふうな形になってるのか、その辺のことを1点御確認いたします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず1点目ですが、法改正以外のものは町独自のものではありません。4人を3人にするということにつきましては、委員の数が教育委員長を削る関係で1人減ることとなります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、4人から3人というふうに、今1点お聞きしたんですが、それがやはり法の趣旨のほうでもそういう形なんでしょうか。ちょっとその辺の確認をしたかったですけど。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 教育委員長と教育長が一本化されることに伴いまして、教育委員長という職が廃止されることに伴いまして1人減となるものであります。法の改正によるものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第8. 議案第7号 吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第8、議案第7号吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成26年6月

13日に公布されました行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。改正法は、行政が行う処分や行政指導などの手続を規定する行政手続法につきまして、国民の権利利益の保護の充実に図るために、法律に基づく行政指導を受けた者がその指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に対しましてその指導の中止などを求める手続や、法令違反の事実を発見した者が法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求める手続を新たに設けることによりまして、行政運営の公正の確保と透明性の一層の向上を図ることを目的としております。

行政手続法は一般法であり地方公共団体にも適用されますが、同法の3条の3項において、条例または規則等に基づく処分や行政指導は地方自治の配慮の観点から適用除外とされており、今回の改正部分も適用除外となっています。

しかし、一方で同法の第46条において、地方公共団体は適用除外された処分や行政指導を条例により制定することにより、法の趣旨に沿った行政運営に努めなければならないとされております。今回の吉富町行政手続条例の一部改正は、条例等に基づく処分や行政指導を法が適用する内容と同様の内容に改めるものであります。

それでは、条文に従って御説明をいたします。少し長くなりますが御了承ください。議案書の14ページ、それから資料ナンバー1の7ページを御参照ください。

吉富町行政手続条例の一部を改正する条例、吉富町行政手続条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。資料ナンバー1では7ページから始まります。

目次中「第4章、行政指導（第30条から第34条）」を「第4章、行政指導（第30条から第34条の2）、第4章の2、処分等の求め（第34条の3）」に改める。これにつきましては、第4章に第34条の2を、第4章の次に第4章の2を追加したために目次を改めるものでございます。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。名宛人の「宛」の文字が常用漢字に加えられたため、漢字に改めるものであります。

8ページをお開きください。第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。第4章の2が新たに追加されましたが、この規定も第3条各号に掲げる処分及び行政指導を適用除外とするものでございます。「名あて人」「かかわる」を漢字に改めるのは、第2条の改正と同じ常用漢字の改正によるものであります。

9ページから、10、11ページにかけてでございます。第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。これにつきましても、常用漢字の改正によるもの

であります。

1 1 ページから 1 2 ページをお願いいたします。第 3 3 条「第 3 項」を同条「第 4 項」とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条「第 3 項」とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) で、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。
- (2) 前号の条項に規定する要件。
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由。

この規定の追加は、行政指導の手續の透明性の向上と第 3 2 条に規定する不適切な行政指導を防止し、もって、行政指導の相手方の権利利益の保護を図るものでございます。

続きまして、1 2 ページから 1 3 ページをお願いします。第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

(行政指導の中止等の求め) ということで、第 3 4 条の 2、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思料をするときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手續を経てされたものであるときは、この限りではない。

2 前項の申し出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。
- (2) 当該行政指導の内容。
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項。
- (4) 前号の条項に規定する要件。
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由。
- (6) その他参考となる事項。

3 としまして、当該町の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。ということで、この規定の追加につきましては、法令に違反する行為の是正を求める行政指導は、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生じるおそれがあるため、相手方からの申し出により、当該行政指導をした行政機関が改めて調査を行い、当該行政指導が、その要件を定めた法令の規定に違反する場合には、その中止、

その他必要な措置を講ずることとすることによりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図るというものでございます。

13ページをお願いします。第4章の次に次の1章を加える。第4章の2、処分等の求め。

第34条の3、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（条例等に基づくものに限る）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。ということで、（1）で、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

（2）法令に違反する事実の内容。

（3）当該処分又は行政指導の内容。

（4）当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項。

（5）で当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由。

（6）でその他参考となる事項。

3としまして、当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。ということで、この規定の追加につきましては、処分をする権限を有する行政庁、または行政指導をする権限を有する行政機関が、法令に違反する事実を知る者からの申し出によりまして必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分、または行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資するものでございます。

附則、施行期日としまして、1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

（吉富町税条例の一部改正）ということで、14ページをお願いいたします。2としまして、吉富町税条例（昭和43年条例第107号）の一部を次のように改正する。第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条の3項」に改める。この一部改正条例により、第33条の第2項及び第33条の3項に条項のずれが生じたため、この条項を規定している吉富町税条例の一部を改正するものでございます。

長くなりましたけども、以上で終わります。よろしく御審議方をお願いします。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる御説明を受けました。法改正に伴う漢字への変更と、法令順守の上でも各地方自治体で行政指導部分を追加しなければいけないというようなことをお聞

きました。このことについて、まず1点目は、法改正以外の町独自部分があるかということが、まず第1点と、第2点は、行政指導等についてをるるうたっておりますので、これについて罰則規定などを設ける必要があるのか、設けるのか、ちょっとその辺について2点お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 町独自の部分はございません。

それから、罰則規定についてですけれども、その時々状況によって、つけるべきであるものについてはつける必要があろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第8号 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第9、議案第8号吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

ページ18ページをごらん願います。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律が平成24年8月22日に公布されたことにより、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法が同日に公布されました。それに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。

資料1の15ページをごらん願います。新旧対象表の下線の部分が変更した部分でございます。第1条中がございます。「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するため」を「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育するため」に改正をいたします。

次に、第5条中でございます。「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改正をいたします。

第6条の見出しでございますが、保育料を利用者負担金として徴収に関する規定の整備をいたすものでございまして、子ども・子育て支援法施行規則第7条に利用者負担額に関する事項を通知するものになっておりますので、改正をいたす次第でございます。

18ページをごらん願います。附則としまして、この法律は法の施行の日から施行するということになっております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（花畑 明君） 本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明を受けました法改正に伴う名称変更とか、追加上「欠ける」とか「保育料」という言葉を変更するとお聞きしました。この法に基づく改正部分以外で町独自の改正がありますかということが第1点と、もう1点は、平成24年施行というふうにお聞きしましたが、これが今の時点で変更する必要があるのか、今までしなくてよかったのか、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この分につきまして、平成24年8月22日に公布されております。それまでに、いろんな条例の整備を伴うというものがございまして、御存じのように子ども・子育て支援法でございますが、いろんな国の動向で、今年度4月1日から確実に施行されることになっておりまして、それに伴う改正でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。（発言する者あり）

○健康福祉課長（上西 裕君） もう一つ、独自の改正はございません。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 読み砕くというか聞きたいんですが、要するに幼児を保護するためのことのようなんです。要するに、毎日、保育所に無理やりじゃないけど、保護者のもとから通わせて保育をするためという、保護者が仕事をお持ちの方が保育をするんじゃないんですか。仕事はなくてもいいちゆうことで、こどもの森保育園ちゆうんかね、何かそういうふうになったかと思いますが。その辺がちょっとよくわからんのですが、ちょっとかみ砕いて、どういうことかということと、それが現在こういうお子さんが想定される人が御町内におるのかどうかちゆうこともちょっとお尋ねします。

○議長（花畑 明君） ちょっと質問がおかしいな。是石議員にわかりやすく、再度、求めます。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

保育所というところは両親が共働きという、そういうのが保育所というような観点ございましたが、現在は、病気で看病をしてるとか、そういう方の世帯も入所することができます。

そして、日中、誰も保育をする方がいない家庭、そういう方を今まで保育に欠けるというような、欠けるというのが適正じゃないということで、保育を必要とするような語句に改められています。

以上です。

○議長（花畑 明君） ちょっとわかりづらいな。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 私、所管じゃないので一々聞くごとあるんですけど。保育に欠けるちゅう言い方を文言を変えたんだけど、必要とする乳幼児と。子供さんは、大体親御さんが見るわけですが、それができないから通わせるということのようだと、それでいいんでしょうか。さっき言うたようにこういうことが、欠ける必要性があるにもかかわらずできていないお子さんが想定される、そういう人たちが今おるんでしょうか、それをお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

両親が働いてる家庭、もしくはひとり親の家庭で働いている人、それとあと、俗に言うお母さんが病弱で、日中ちょっと保育できない、それと高齢者の介護が必要な世帯で、そういうのが保育を必要とするものでございますが、現在のところ、高齢者の介護が必要ということで入所の申し込み等はございません。働いてる方が、ほぼ全員とっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今度のこの改正に基づいて、町の保育に対する募集要項に何か変更があるでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 大まかな変更はございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと似たような質問で申しわけない、先に言われてしまったんですが。今回のこの条例改正に伴って、申込者とか利用者にとって何か不具合だとか変更点とか、何か生じますか。特段、逆に使いやすくなるとか、逆にちょっと問題が出るとか、その辺がちょっとわかりにくいんで、もしそういうのがあれば教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在のところ、従前と同じと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。本案に対しての御質問はほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第10. 議案第9号 吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第10、議案第9号吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第9号でございます。吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

20ページをごらん願います。これまで保育については、児童福祉法第24条第1項の規定により、条例で保育を欠ける要件を定めて保育を実施しておりましたが、新制度では子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する改正でございます。児童福祉法が改正になって当条例を廃止するものでございます。

参考といたしまして、この法律は平成20年8月に御存じのとおり子ども・子育て支援法が公布され、27年4月1日から新しい制度として改正するものに伴い廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） では、本案に対しての御質疑はございませんか。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） では、今まで市町村で独自に条例を定めていたものが、全国統一して、どこに行ってもこの子育て支援法を適用すると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど申したとおり、児童福祉法に伴う廃止でございます。第24条、市町村は保護者の労働または疾病、その他の理由により条例で定めるといようにな

っておりますが、今回の改正で、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところによりということになっております関係上、廃止をいたした次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 法のほうで、今回大きくやられるということをお聞きしたんですが、これは、これに伴って町独自の条例をつくる必要がないのかということがまず1点、もう一つは、この条例を廃止することによって利用者にとって何らかの不具合、デメリットとか何か生じる可能性があるのか、ちょっとその2点についてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、いいですか。答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町が特段の条例は必要でございませぬし、先ほど申したとおり、児童福祉法で、市町村はこの法律及び子育て支援法、この法律というのは児童福祉法のことを指しております。以上でございます。

もう一点でございますが、利用者の不具合等は生じませぬ。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 生じませぬと今断定しましたけれど、要するに利用者の方々が不利益にならないようにしたいわけです。それで、上位法が変わったからといって、そのように統一的な法律のもとでやるというんじゃなくて、独自に定めることができるのかどうか、そこをお尋ねしておきます。追加条例とか何か。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁を。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

児童福祉法の改正に伴い保育の必要性の認定に関する基準を町が条例で定める必要がなくなったことにより廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 私が言ったの、そんなんじゃなかったと思いますが。もし、不利益になったときには、独自のことが条例追加とか加筆できるのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 明確に答弁を。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 新たな条例の制定はございませぬ。

以上です。考えておりませぬ。

○議長（花畑 明君） そういうことを聞いてるわけじゃないやろ。（発言する者あり）健康福祉課長、再度答弁。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

不利益等は生じるようなことはございませんので、そういうことは考えておりません。

○議長（花畑 明君） 暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（花畑 明君） 休憩前に引き続き再開をいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

子ども・子育て支援法の定めるところによる、保護者の労働または疾病その他の事由ということで、想定される範囲内の現状と同じようになりますので、これが町の条例として必要ないということで廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） よろしいでしょうか。ほかに御質疑は。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと私も聞いていて、今疑問に思ったので1点聞きます。町独自で条例を追加することはできるのか、できないのか。今現在するつもりはないというような返答でしたが、できるのか、できないのか、その1点をちょっとお聞きます。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町保育所の保育の実施に関する条例のことと思いますが、先ほど申したとおり、子ども・子育て支援法の中で、全部うたわれておりますので、町でそういう必要な条例の制定は必要ございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員がおっしゃったのは、できるか、できないかということをお聞きしているみたいですよ。静粛に。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今のところ、そういう条例の制定は必要ではないと考えておりますが、必要に応じては、必要と思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、申しわけない。笑って。

○議長（花畑 明君） 山本議員、3回目過ぎてますよ。

○議員（2番 山本 定生君） いや、今の確認ですよ。答えてないんで。済みません。できるか、できないか。今必要ないということはわかりました。必要ないからしないというのはわかりました。できるのか、できないのかという1点を最後確認してるんです。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

条例につきまして、必要であればつくることはできると思います。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第11. 議案第10号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（花畑 明君） 日程第11、議案第10号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

歳入の2ページ、3ページ、続いて歳出4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、第2表、繰越明許費。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。第3表、繰越明許費のこの3款出ておりますが、この詳細説明と繰り越す理由についての説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず、一番最初にありますところからお答えさせていただきます。

第2表、繰越明許費の1つ目なんですけど、2款総務費1項総務管理費のうち事業名、県営住宅建替事業一次造成工事として、1,830万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。この理由ですが、先般、議会全員協議会で御説明させていただきましたが、現時点では、この一次造成工事に着手するために必要となります農地転用の許可がまだおりてございません。

近日中におりるとは思いますが、おりたといたしましても、県道から建てかえ用地へ直接乗り入れるための進入路部分の県土整備部との協議などなどに時間を要しまして、さらに、その協議内容を設計に反映させることとなりますので、どうしましてもこの年度内には間に合わず、繰り越しの手続が必要となったわけでございます。

私からは以上でございます。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、8款土木費1項土木管理費並びに8款土木費2項道路橋梁費、事業名狭あい道路整備促進事業大市屋敷線延長新設工事について御説明いたします。

まず、1項土木管理費595万円につきましては、用地買収に係る分筆費用、2項道路橋梁費1億376万3,000円につきましては、用地買収並びに補償費であります。いずれも関係者からの事業の正式承諾後、社会資本整備総合交付金狭あい道路整備分の補助を申請し、交付金の内示を受けたところでございます。今議会に補正計上させていただいているところでありますが、本予算議決後、本格的に事業着手に取りかかるのですが、分筆並びに用地測量や所有権移転登記、家屋の再築等に期間を要することから、年度内の完了は見込めず、繰越明許の措置をとらせていただく次第であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて、8ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表、債務負担行為の補正であります。こちら一般廃棄物収集運搬業務委託事業、こちらが変更前から変更後に関して減額になっておりますが、入札の結果だとは思いますが、この説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 債務負担行為補正につきまして、お答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業に伴いまして、入札業者を5者指名いたしまして、平成27年1月23日に入札を行いました。その結果、平山産業株式会社が落札し、落札金額は4,946万4,000円でありました。それに伴い、債務負担行為の限度額の変更を行うものであります。限度額につきましては、落札金額に消費税を加算した予算額合計5,375万3,000円を限度額としております。

以上であります。

○議長（花畑 明君） 債務負担行為補正について、ほかにございませんか。

では9ページ、第4表、地方債の補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第4表、地方債補正、これら3項目についての説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、御説明させていただきます。

まず、公営住宅建設事業債でございますが、補正前の限度額4,750万円から370万円を減額いたしまして、補正後の限度額を4,380万円としてございます。これは町営住宅山王団地建設事業に係る起債でございます。事業費の確定に伴いまして、地方債の限度額を減額補正するものでございます。

この事業は、国から社会資本整備総合交付金の交付を受けておりますが、事業費から交付金を除いた地方負担分の100%に起債を充当することができますので、充当可能額全額について予算計上したものでございます。

次に、公共事業等債でございます。補正前の限度額540万円に今回2,790万円を増額いたしまして、補正後の限度額を3,330万円としてございます。これは、当初予算に計上しておりました水産物供給基盤機能保全事業分の全額540万円を減額しまして、そのかわり、狭あい道路整備事業に伴います地方負担分の起債3,330万円の増額を行ったものでございます。

この水産物供給基盤機能保全事業につきましては、当初では起債の対象事業になる見込みでございましたが、結果的に起債の対象外の事業と判断されたことから、全額減額いたしました。

また、狭あい道路の整備促進事業につきましては、当初予算では全額を一般財源で賄うという予算編成をしておりましたが、国の社会資本整備総合交付金で交付されることが決定いたしましたので、その交付金を除きます地方単独分につきましては、その90%を公共事業等債として起債をしたわけでございます。

最後に、緊急防災・減災事業債でございます。補正前の限度額4,100万円に4,130万円を増額いたしまして補正後の限度額を8,230万円としてございます。これは狭あい道路整備促進事業の地方単独分として3,240万円と、体育館及び武道館のトイレ改修工事890万円を、それぞれ起債することによる増額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 次に10ページ、事項別明細書、総括、歳入、11ページ、同じく総括、歳出。

では、次に歳入の12ページを開いてください。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 12ページ、歳入ですが、こちらの分の地方特例交付金1項地方特例交付金、そして、その下の9款地方交付税、この2つについて決定による内容だとは思いますが、こちらについての説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず最初に、地方特例交付金でございますが、議員さんおっしゃったとおりでございます。平成26年度の交付の予定額が348万円と決定いたしましたので、その差額分を増額補正したものでございます。

次の地方交付税につきましても、26年度の交付決定額が10億8,029万5,000円と決定いたしましたので、その差額分を増額補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 13ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 12款使用料及び手数料の中で、教育使用料、3節の保健体育使用料の中で体育館使用料が減額になっておりますが、この収入減の理由と、対策とか分析などが行われているのか、1点お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

この体育館使用料につきましては、耐震工事を施工した関係で、9月9日から年度末まで利用を休止しております。そのためによる使用料の減額補正であります。

今年度につきましては、そういうことで減額補正しておりますが、例年、23年、24年、25年度と見まして、利用件数もふえて、利用料も増額している状況にありますので、今後につきましても、利用者にとって利用しやすい環境を整えて利用者の増につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと濟いません。さかのぼって申しわけないんですけど、この体育館使用料について、当初予算の見込みから、工事期間中の分が減額になったと言われたんですが、もともと当初予算のときにはこういうふうな減収になる前提ではなかったんですか。ちょっと1点お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 議員さん御指摘のように、当初予算では工期、一応予定はありますが、実際的に施工期間が確定してなかった関係上、当初予算のときも説明しましたように、通年利用可能として通年の使用料の予算を組んでいました。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに13ページよろしいですか。では次に14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費補助金の3節臨時福祉給付金等事業費補助金、こちらに4項目上がっておりますが、この減額の理由と事業の進捗状

況、そういうものがあつたらお聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

臨時福祉給付金事業費補助金でございます。この部分に関しましては、当初、概算で1,741名分を計上させていただいておりましたが、1,313人ということで確定しております。

次に、臨時福祉給付金事務費の補助金でございます。62万9,000円減となっておりますが、郵送料その他事務用品等の概算で計上させていただいておりましたが、実際62万9,000円の減で賄うことができました。子ども子育て世帯臨時特例給付金事業補助金でございます。この分は当初889名分の予算を計上させていただいておりましたが、873名の申請がございまして、このぶんを支給しております。

事務費についても臨時福祉給付金と同様でございますが、臨時福祉給付金でございますが、18名の方が該当なさるのに辞退という形になっておまして、パーセンテージで進捗率といいますか95.6%となっております。もう一つの子ども子育て臨時特例給付金でございますが、1名の方が辞退をされておまして、これも99.9%というかなり高い率となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、人数からパーセントまで詳しく教えていただいたんですが、こちらの子育て世帯臨時特例給付金のほうは99.9%、1名辞退ということでこちらのほうはわかったんですが、もう一つの臨時福祉給付金のほうですが、人数がかなり対象見込みと、実施された方の見込みの数と辞退された方の数の間に差がありますので、この辺は漏れがあつたのか、それとも移動したのかとか、何かそういうのはわかりますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

当初でございますが、住民税の非課税ということのデータがなかなか確実なデータが入手できませんので、国の示す人数で当初の予算計上をしておりました。また、中には辞退をするということで、18名の方が辞退されておまして、我々としては一人でも多くの方にこの給付金をいただいてもらおうと思って、再三にわたって通知をしていたところでございますが、結果としてこの人数となつた次第です。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに13ページ。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今のところですが、同じ文言でちょっとこう、変える書き方っちゃうんはできんやつたんでしょうか。

事業費と事務費か。ごめんなさい。済いません。

○議長（花畑 明君） ほかに14ページございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、その次です。3目土木費補助金の中の1節社会資本整備総合交付金、これら上がっておるわけですが、この中で家賃低廉化事業分が減額になっているんですが、5つの説明と、つけ加えてこの低廉化分についての説明をお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、一番最初にあります社会資本整備総合交付金（定住化促進分）について御説明をさせていただきます。

この定住化促進事業の、これ奨励金を交付してるわけですが、その交付した奨励金に対して補助金を国のほうからいただいているわけですが、この年度の歳出の奨励金の額が約481万3,649円というふうに額が固まりました。その補助率45%となりますので、計算をしますと216万4,000円となるわけですが、予算としましては、現予算で181万2,000円を組んでございましたので、その差分としての今回35万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

私からは以上です。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町営住宅分でございますが、335万9,000円を増額補正でございます。当初、概算で計上させていただいておりましたが、事業終了による確定値でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 3番目の太陽光等補助分につきまして説明をさせていただきます。

当初予算では、太陽光発電設備設置費補助金では、上限20万円で30基、600万円の40%の240万円を予算計上してました。しかし、今年度は15基の申し込みで300万円の事業費になり、その45%135万円が交付金となりますので、それに伴いまして105万円の減額補正であります。

以上であります。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

家賃低廉化事業分でございます。39万3,000円の減額となっております。当初予算のときは概算で計上していたものですから、確定によりまして、39万3,000円の減になりまして、補正後が243万円でございます。

この低廉化事業でございますが、家賃の決定をするときに、住宅の立地条件、規模、経過年数、それと近傍同種の住宅家賃以下でということで、民間の家賃以下で家賃を定めるようになっておりまして、10年間にわたって国よりその交付金をいただけるものでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 狭あい道路整備分についてお答させていただきます。

先ほど、繰越明許費のほうでも説明をさせていただいたのですが、狭あい道路の補助申請を行いました。総事業費7,100万円に対して補助率が2分の1、3,705万円の交付の内示を受けて、今回補正計上をさせていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどお聞きするときに、家賃低廉化事業分について詳細にとお聞きしたんですが、というのがほかのが大体確定しないと出ない数字だと思うんですが、この低廉化については、多分、山王住宅のことだと思うんですが、もう当初の段階からある程度わかっていたんじゃないかと思うんです。それが減額になるのがちょっといまよくわからないんですが、先ほど概算と言われましたが、もう既に家賃等はその時点でわかっていたんじゃないかと思うんです。その辺でこれだけの減額が出るのはいかがなものかなと、その辺お聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 当初、この金額等正確な数値はできかねません。平成26年11月28日に交付申請額ということで申請をしております、基本対象額が486万1,000円、この2分の1が交付申請になるものでございまして、当初予算のときにはきちんとした家賃の算定もできておりませんでしたので、こういう事態になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、これはまた委員会で聞きますので、次に行きます。

13款国庫支出金の中で、農林水産業費補助金、水産物供給基盤機能保全事業費補助金、先ほども若干説明があったんですが、対象外になったと言われたんで、その対象外になった理由などについて説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

まず、水産物機能保全事業の申請を県に行ったところですが、その際、担当のほうから起債対

象になるということで、事務を進め、申請をしたのですが、補助金の概算請求等々する際に、県のほうから起債対象にはならなかったということの回答があり、起債分の部分を減額した次第でございます。また、減額した161万3,000円につきましては、入札の執行残による国費分の減額でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに14ページ、15ページお願いします。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15ページです。こちら13款国庫支出金の中で、総務費補助金の2節がんばる地域交付金というものが上がっているんですが、ちょっとこれ初耳なので、新規ではないのかなと思うんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

このがんばる地域交付金は、国の平成25年度補正予算で創設された臨時交付金でございまして、国の補正予算に計上された補助事業で実施する事業の地方負担分の額を基準といたしまして、その一部をがんばる地域交付金として交付し、平成26年度の地方単独事業等に充当することができるようになっておったものでございます。

このがんばる地域交付金ですが、これをどういうふうに充当したかといいますと、具体的には吉富あいあいセンター改修事業に584万4,000円、それから吉富フォーユー会館ブロック塀修繕事業に82万7,000円、それと吉富子どもの森駐車場の舗装修繕事業に196万5,000円を充当しております。その合計金額がこの863万6,000円になったわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは14款県支出金の分で、2目県事務移譲交付金の中に、公有地の拡大の推進に関する法律関係というものが上がっているんですが、こちらについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

公有地の拡大の推進に関する法律関係の交付金ということなんですが、これは事務の取り扱いの実績に応じまして交付されるものでありまして、この平成26年度では、6月に吉富町消防団第2分団消防車庫兼詰所の用地として町が用地を購入しましたので、そういった事務が発生したということで、その分の交付があったわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 16ページに入ります。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16ページ、県補助金の中で、児童福祉費補助金、この中で地域子育て支援拠点事業費補助金と、一番下の地域少子化対策強化交付金、こちらについて減額の説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

地域子育て支援拠点事業費補助金の減額理由でございますが、当初、県費3分の2で計上させていただいておりましたが、平成26年度、国が3分の1、県が3分の1となり減額したものでございます。

14ページの国庫の分です。13款2項1目の4節の分で、210万6,000円、保育所等処遇改善臨時特例事業費補助金、この中で、先ほど申しました国の3分の1が入ってきております。

続きまして、地域少子化対策強化交付金でございます。御存じのとおり、吉富町では訪問による子育て支援事業をやっておりまして、当初、4月からの予定となっておりますが、この事業がほかにはない事業ということで、慎重に審査をしております、県のほうからの決定が9月と随分おくれてまいりました。その件で、事業開始が遅くなって、事業が少なくなった分の減額でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のところ、1点確認いたします。

4月から行う予定の年間予算であったのが、決定通知や準備のおくれで、短くなったということとよかったですか。ちょっと1点お聞きします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 16ページほかにございませぬか。17ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16款寄附金です。こちらで、一般寄附金とふるさと吉富まちづくり応援寄附金が上がっておりますので、こちらについての説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それではお答えいたします。

まず、寄附金の一般寄附金のところでございます。今回、999万9,000円を増額補正させていただいております。この内容なんです、平成26年の12月でしたか、以前、吉富町にお

住まいであった藤田宮子さんが亡くなって、その遺志を受け継いだ方によりまして、以前、この吉富町に大変お世話になったということで、何か吉富町に形として残したいということの話が、そういうふうに遺志を受け継いだということで、寄附を1,000万円いただいたとでございます。頭出しの1,000円をしておりましたので、それを差し引いた分を予算計上させていただいておるわけでございます。

それから次の、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金についてですが、6万9,000円を増額補正させていただいております。これにつきましては、今年度の実績金額が7万円でございますので、当初、1,000円の頭出しをしとった関係で6万9,000円を増額補正させていただいておるわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その藤田さんという方から1,000万円もいただいたというのは、町として大変ありがたいことだと思います。このふるさと納税のほうですが、こちら今、7万円と実績が出されてましたが、何件ぐらいあったかわかりますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

件数としましては、合計で13件でございます。その中にはいろいろ目的で寄附をしていただいております、教育文化スポーツ振興関係が2件、産業の振興にという方が2件、それから都市基盤、生活環境の整備にという方が2件、それから少子高齢化対策、福祉、保健、医療の充実ということで6件、あと1件はその他町長が必要と認める事業ということで、目的を書いていませんでしたので、そういうふうにした事業が1件、以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） いわゆるこのふるさと納税、こちらについて吉富町として、以前もお聞きしていたと思うんですが、何か返礼といいますか、お礼とか何かそういうものはされたんでしょうか、もしくは今後されるか、そういう計画はないのかちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） これは以前一般質問でもありましたが、今現在、こういうふるさと納税をしていただいた場合に、お礼の文書なりは出させていただいておりますが、品物等ということは今現在行っておりません。ただ、今後につきましては、今の社会情勢等を見まして、いろいろ各市町村取り組んでおるようでございますので、この吉富町でも何か取り組める方法があるのではないかということの検討は続けておるところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに17ページございませんか。じゃあ、18ページお願いします。
山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 17款繰入金です。こちらの基金繰入金について説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 1節にあります財政調整基金繰入金でございますが、減額の1億2,688万4,000円となってるわけでございますが、これは歳入財源の見直し等の状況、歳入歳出の状況によりまして、当初の金額に比べてかなりの基金を崩す必要がなくなったというようにございまして。

以上です。

○議長（花畑 明君） 18ページほかに。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 町債のところです。2節の公共事業等債（狭あい道路整備分）とその下の緊急防災・減災事業債の御説明をお願いします。（発言する声あり）ごめんなさい。

○議長（花畑 明君） ごめんというのはどういうことですか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 同僚議員が前のところで説明を受けておりましたので、済みません。私は質問するつもりでありましたので。済みません。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 済みませんでした。

基金繰入金のもう一つのほうです。2節の特定目的基金繰入金のところの公共下水道事業費基金の繰入金につきましては、公共下水道事業特別会計のほうからの金額の調整によりまして、これだけの642万8,000円のそれだけ基金を崩す必要がなくなったというわけでございます。

次の、地域の元気臨時交付金基金の繰入金でございますが、これにつきましては、基金1億円を基金として積みさせていただいておりました。それに利のほうは20万1,000円つきまして、これを合わせまして1億20万1,000円を基金を崩したということの記述でございます。

一番最後、地域福祉基金繰入金につきましても当初の金額に対しまして、今回この地域元気臨時交付金の中からの費用が充てられるというようなことがありましたので、これだけ基金を崩す必要がなくなったというわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。では19ページに入ります。

歳入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、歳出に入ります。

歳出の20ページからお願いします。21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、

25ページ、26ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 児童福祉費の中で児童福祉総務費、こちら報償費で地域子育て支援訪問事業謝金、こちらが110万2,000円減額になっておりますので、この説明を求めます。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど歳入のほうでも説明いたしました。国の決定がおくれたことによる事業開始がおくれたものでございまして、その分事業ができなかったので謝金を減額といたしましたということです。

○議長（花畑 明君） いいですか。じゃあ、27ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 衛生費で、地球温暖化対策費、先ほども若干歳入のところで説明を受けたんですが、住宅用太陽光発電設備費が予算額600万円に対して300万円減額と、15件に、半分だったということなんですが、どうなんですか、もう今、太陽光の申し込みというのは以前に比べて減ってきているということなんでしょうか。どうなんでしょうか、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（花畑 明君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

太陽光の受け付け件数ですけど、平成23年度が22件、平成24年度が28件、平成25年度が26件、本年度が15件ということで、今年度は15件ということで少なくなっています。

以上です。

○議長（花畑 明君） 28ページ、29ページ、30ページ、31ページ、32ページ、33ページまで。

歳出全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に34ページ、債務負担行為、支出予定額等に関する調書。次に給与費明細書、35ページ、36ページ、37ページ、38ページ。

以上補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、それぞれの所管委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号はお手元に配付の付託明細によりそれぞれの所管委員会に付託をいたします。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

----- . ----- . -----

日程第12. 議案第11号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

○議長（花畑 明君） 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑に入ります前に、健康福祉課長から事前に発言の申し出があつております。発言を許可をいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）のページの記載につきまして表示設定の際、不手際がございまして、歳出が13ページからとなっております。おわびを申し上げ、記載されておりますページでの御審議方をよろしくお願いいたします。

○議長（花畑 明君） では、健康福祉課長。12ページがないということですか。

○健康福祉課長（上西 裕君） 白紙のところを12ページということでお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。（発言する声あり）お静かに。歳入の2ページ、3ページ、歳出4ページ、5ページ。

次に、6ページ、事項別明細書、総括歳入、7ページ同じく総括歳出。

次に、歳入の8ページ、9ページ、10ページ、11ページまで。

歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、歳出に入ります。

13ページ、14ページ、15ページ、16ページまで。歳出の全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は福祉産業建設委員会に付託をいたします。

日程第13. 議案第12号 平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

て

○議長（花畑 明君） 日程第13、議案第12号平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書の1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入5ページ、同じく総括歳出、次に歳入の6ページ、7ページ、歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出の8ページをお願いします。

歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、補正予算書全般についての御質疑はございませんか。山本定生君。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。奨学金についてですが、今年度について、奨学金を受ける方の推移というのがわかりましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 今年度の貸し付けにつきましては、貸し付け者が大学生で22人、短大生が1人、専門学生が5人、高校生が5人、計33人であります。それと27年度の貸し付けにつきましては、現在申請中であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第12号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は総務文教委員会に付託をいたします。

日程第14. 議案第13号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第14、議案第13号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出の4ページ、次に、5ページ、第2表繰越明許費、6ページ、第3表地方債補正、次に、7ページの事項別明細書総括歳入、8ページ、同じく総括歳出、次に、歳入の9ページ、10ページ。

歳入全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出11ページを開いてください。12ページ。

歳出全般についての御質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、給与費明細書、13ページをお開きください。14ページ、15ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第13号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は福祉産業建設委員会に付託をいたします。

日程第15. 議案第14号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（花畑 明君） 日程第15、議案第14号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

まず、補正予算の1ページ、実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、次に、5ページを、補正予算明細書、収益的収入および支出、6ページの給与費明細書。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は福祉産業建設委員会に付託をいたします。

日程第16. 議案第15号 平成27年度吉富町一般会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第16、議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑に入ります前に、教務課長から事前に発言の申し出があつております。これに発言を許可をいたします。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 教務課からおことわりと訂正のお願いをさせていただきます。平成27年度一般会計予算の節の区分に誤りがありました。これは事務上のミスであり、御迷惑をおかけしまして大変申しわけありません。今後はこういうことのないように十分注意して事務を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、予算書77ページ、78ページをお願いいたします。10款教育費2項小学校費1目学校管理費中、先ほど議案第5号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、御審議をいただきました学校司書の予算措置につきまして、本来、1節報酬で予算措置すべきところを、誤って7節賃金で予算措置をしておりました。で、次のように訂正をお願いいたします。

77ページ、1節報償費59万4,000円を270万円に、同節説明に学校司書147万6,000円、12万3,000円掛け1人掛け12カ月を加え、77ページ、7節賃金987万4,000円を839万8,000円に、78ページ同節説明から図書司書等賃金（1人147万6,000円、12万3,000円掛け12カ月）の削除をお願いいたします。

また、それに伴いまして、予算書90ページ、給与費明細中、まず、1特別職区分本年度、その他の特別職の項中、職員数788人を789人に、給与費報酬と給与費計と合計4,587万3,000円を4,734万9,000円に、その下の項、本年度計の項中、職員数800人を801人に、給与費報酬7,358万1,000円を7,505万7,000円に、給与費計1億227万7,000円を1億375万3,000円に、合計1億2,228万9,000円を1億2,376万5,000円に。

次に、区分比較、その他の特別職の項中、職員数132人を133人に、給与費報酬と給与費計と合計1,141万2,000円を1,288万8,000円に、その下の項、比較計の項中、職員数132人を133人に、給与費報酬と給与費計1,141万2,000円を1,288万8,000円に、合計1,442万2,000円を1,589万8,000円に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） ただいまの教務課長の発言どおりの訂正方、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これからページを追って質疑に入ります。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。予算書の質疑に入る前にちょっと確認しておきたい事案がありますので発言させていただきます。今回の当初予算に関しては、骨格予算にもかかわらず、肉付け的な新規事業が多々含まれております。先日の町長の説明でもございました。この新規事業につきまして、歳入歳出を款項目節、予算書のページで示して皆にわかるように一度説明くだされば、質疑がしやすいかと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。

午後1時13分休憩

午後1時14分再開

○議長（花畑 明君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

私の記憶では、前回の本会議のときは、これ、事前に申し入れを、若山議員のほうからですかね、申し入れてのことでありました。今回申し入れがなかったので、本議会はこのまま進めたいと思っております。（発言する者あり）不適切な発言は控えてください。

それでは、これからページを追って質疑に入りたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。歳入2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、歳出の6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、第2表債務負担行為、10ページ第3表地方債、11ページ、事項別明細書、総括歳入12ページまで。では続いて、13ページ、同じく総括、歳出。歳入14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ。よろしいですか。26ページ、27ページ、28ページ、29ページまで。

歳入全般についての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今歳入全般に行きましたが、先ほど言いました新規事業にかかわる部分の歳入についての質問を行います。ページを追って説明ください。

○議長（花畑 明君） だから、全体的じゃなくて、何ページの……。 （「いや、わからない。説明ないからわからない」と呼ぶ者あり） だから、その中で何かないんですか。全部わからないんですか。 （「新規事業についてと言いましたよ」と呼ぶ者あり） 新規事業についてだけ。前もっての新規事業等の説明がございましたので、この10項目についての説明いただけますか。

まず、公営住宅建設事業についての。健康福祉課長、いいですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 公営住宅の建設の歳入の分でございます。山王住宅第3工区、最後の分でございますけど、21ページをおあけください。21ページの3目土木費補助金1節の社会資本整備総合交付金の中の町営住宅分があります。3,233万6,000円、これが第3工区に当たる交付金でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） この後に、各担当課長に説明を求めますので、準備方よろしくお願ひします。

農業水利施設保全対策事業。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 農業水利施設保全対策事業につきましては、歳入はございません。一般財源で充当します。

以上です。

○議長（花畑 明君） もう一度。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 一般財源で充当しますので、歳入についてはございません。

以上です。 （「全額一般」と呼ぶ者あり） そうです。 （発言する者あり）

○議長（花畑 明君） いいですか。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい。

○議長（花畑 明君） 不規則発言はやめてください。

はい、どうぞ。

次に、小学校非構造部材耐震改修事業ですね。教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

予算書、79ページです。小学校費の中の13節、79ページの一番上です。非構造部材耐震改修工事施工監理委託料160万円と、同じく、同ページ、2節下の15節……（発言する者あり）済みません。（発言する者あり）ああ、そうですか。失礼しました。

○議長（花畑 明君） 静かにお願いします。

○教務課長（田中 修君） 歳入は、済みません、21ページです。教育費補助金です。済みません。

○議長（花畑 明君） ゆっくり、どうぞ、言ってください。

○教務課長（田中 修君） はい。済みません。学校施設の環境改善交付金として1,453万3,000円の国庫補助金であります。その率につきましては、補助率3分の1でありまして、先ほど申しましたように細節、13節委託料、15節工事費の3分の1の歳入があります。それが上の21ページの教育費補助金の下から3行目です。1,453万3,000円です。

それと、次の小学校給食室温水施設整備工事費につきましては、これは全て単費であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて、介護予防日常生活支援総合事業について。

○議員（2番 山本 定生君） 議長、済みません。途中で申しわけないですけど。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの公営住宅と今の小学校非構造部材耐震改修事業、補助率と補助とかいろいろと聞いたんですが、先ほど説明受けた中とまだ残りの額については何を充てているのかの歳入の説明がありませんので、その部分についての説明も求めます。

○議長（花畑 明君） 町長、どうぞ。

○町長（今富壽一郎君） 歳出のほうで聞かれたほうがわかりやすいんだと思います。歳出で事業が出ますね。そして、その財源内訳が出ますので、例えば国庫補助が幾らだとか、それ以外は一般財源だというふうな確認をされたほうがよろしいかと思います。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね。今町長が言われたように、私もそういう形でしたかったので、先に大体どの項目かがわかれば聞けるんですが、ちょっと聞けないんで、二重で聞いてしまったら悪いなと思ったので事前にこういうふうに「どれですか」というふうに聞きたかったんですけど、途中でずうっといって流れてしまって、もう一度同じことを聞いてしまっても申しわけないから、時間の無駄かなと思ったのでこういう質問をしました。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 79ページですね。工事請負費等で非構造部材耐震改修工事費で4,200万とありますね。その財源内訳、小学校管理費で一つになっていますが、国庫支出金、地方債、一般財源、それで類推をしていただければ大方おわかりになるのではなかろうかなと思います。（発言する者あり）議案を前もって議員さん方にお渡しをしていますので、その辺のチェックをしていただければわかるのではなかろうかなというふうに思います。もしわからない点があれば、担当課長でもちょっと声をかけて聞いていただければ御説明ができようかと思えます。

○議長（花畑 明君） ただいま町長が説明したとおりであると思います、私も。でありますので、今後歳出の中で新規事業が出ましたら、その都度担当課長から説明があると思いますので、その方向で進めていきたいとは思っています。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。

いつも議案に関する質疑は議場の中でとってお聞きしておりましたので、こういう形で質問をいたしました。ちょっと時間の無駄になってしましまして、申しわけございません。

○議長（花畑 明君） では、次に歳出に移ります。歳出の30ページをお開きください。30ページ、続いて31ページ。順次ちょっとスピードを上げていきますので、よろしくお願ひします。32ページ、33ページ、34ページ、35ページ、36ページ、37ページ。37ページ。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 済みません。36ページ。

○議長（花畑 明君） 36ページですね。

○議員（9番 若山 征洋君） ちょっとピッチが速かったので。36ページの交通安全対策費の中で、15節に交通安全施設設置費というのがあります。これはどんなものですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

これにつきましては、カーブミラーあるいは区画線、それとかガードパイプ等を想定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） まだ先がたくさんございますので、スピードを上げていきますが、またその中で新規事業がある場合は、担当課長も早目の挙手をお願いしたいと思います。

続いて、37ページ。若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 37ページの情報化推進費の中の11節消耗品費、これはどんな

ものですか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） これにつきましては、レーザープリンターのカートリッジの需用費、それとカラーのレーザーの回収するボトルとか、そういった事務用品でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 同じ中なんですけど、このうち1万8,000円は企画財政課の事務用品代ということで入ってございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 続いて、38ページ、39ページ、40ページ、41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 48ページですね、4目介護予防日常生活支援総合事業費、これ新規と思いますが、説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これは新規事業ですから、健康福祉課長、答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

介護予防日常生活支援総合事業費でございます。一応これ、介護予防ということで、御存じのとおり、平成27年度から介護保険法が大きく改正されております。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、この法律をつくられております。その中においても、地域包括ケア、地域の中で在宅医療と介護連携による予防給付などを想定しております。その中で、地域支援事業、介護保険の財源の中で市町村が取り組む事業がございまして、新規といたしまして、1節報酬、その中の真ん中でございますが、認知症地域支援推進費ということがあります。これ、看護師を、看護資格を持った方を雇い入れ、地域での認知症の当人もしくは家族の支援を行うもので、これが新しい事業でございます。

次に、新しい事業としましては、ミニデイ事業、これは13節です。済みません、13節になります。委託料の中のミニデイということで、通常のデイサービスは朝9時半にお迎えに行き、10時ごろ着いて、夕方4時ごろ帰られるという、そういう事業がございまして、ミニデイは、短時間ですね、およそ4時間から5時間を想定しまして、そういう事業を新しい事業と入れております。

次に、19節に移りますが、サロン事業費補助金、この分は、今の、改築中でありまして老人福祉センターでの社会福祉協議会に事業を行うように今いろいろ交渉中でございますが、そこで高齢者がいつでも、いつでもというか、週1回を想定しているんですが、そこでサロン、そこで体

操をしたりいろんな講演を聞いたりとか、そういう事業を想定しております。

あと、ヘルパー事業費補助金ということで、40万円計上させていただいております。

御存じのとおり、ヘルパー事業は現在、事業所が主体となっております。今回、国の法律の改正により、地域の力をおかりして地域で支援いたしましょうという、そういう大きな課題がございまして、社会福祉協議会の中にボランティア、有償ボランティアでございまして、ヘルパー事業がございまして、そのその事業の掘り起こしということで40万円、ヘルパー事業に補助金として計上させていただいております。

もう一つは、その下の地域団体補助金、20万円計上させていただいております。これも、先ほど申したとおり地域の中でいろんな団体を利用していろんな介護予防に努めたいということで、町内にあります健康づくりの団体です。想定としましては、2つの団体を想定しております。その団体の事業を掘り起こしながら、もっと会員をふやしていただいて、高齢者を引き込むというより引き入れて、介護予防の支援を図っていただくものでございます。

その下に、買い物支援事業費補助金33万1,000円計上させていただいております。これは、今想定するのは町内商工会による買い物支援事業の立ち上げでございます。町内の商工会加入業者の中にはいろんな業者さんがございまして、現在でも自宅まで配達してくれる商店、もしくはいろんな電気器具の交換をしてくれる電気屋さん、いろんな業種がございまして、高齢者は誰に何を頼んでいいかというのがちょっとわからないそうでございまして、町内商工業者のAの店はどういうことができるのか、電話番号、配達をしてくれるのか、そういう一覧表のパンフレット等を作成しまして、高齢者の支援事業に役立てていこうと思っております。

なお、いろんな町内でできることは町内の業者でという、それが大きな目標となっております。以上でございます。

○議長（花畑 明君） では、49ページ、50ページ、51ページ、52ページ、53ページ、54ページ、55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、62ページ、63ページ、64ページ、65ページ。

○議員（8番 是石 利彦君） はい。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これも新規事業です。19節の農業水利施設安全対策事業費、この説明をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、御説明いたします。

農業水利施設保全対策事業負担金でございまして、これにつきましては、田辺三菱製菓の西側にある排水機場の施設の機能保全のための事業費であります。これは昭和63年に県営事業によ

り建設された施設でございますが、約27年を経過し、機械設備等かなり老朽化しております。26年度に県営事業により機能診断をした結果、保全が必要ということで27年度より4カ年をかけて機能の保全、修繕を行う事業で、975万円が平成27年度町負担の拠出金として計上させていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 65ページですね。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 農業基盤整備事業費とありますが、6万6,000円。農業基盤は今計画中のところがありますが、上がっていません。延長されたとか、そういうお話がありましたんですが、その辺は、事業が上がっていませんが、どうなっていますでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 圃場整備につきましては、現在界木地区においては圃場整備に向けて地元と協議が進んでおります。また、県、それから土地改良連合会とも27年度中に申請ができるよう、現在協議を進めているところであります。

また、神揚地区につきましても、引き続き圃場整備に向けて推進を進めていく考えでおります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに、65ページ、66ページ、67ページ。丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 12節の土地分筆登記等手数料というのはこれほどの分でしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

この土地分筆登記等手数料175万円につきましては、現在町内の狹隘道路、4メートル未満の道路につきましては、住宅等の建てかえの際には先行して用地を取得することとしております。その関係で、今現在どの地区ということは申し上げることはできませんが、昨年、一昨年等のそういった狹隘道路の拡幅の実績等から27年度に予算計上させていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 同じく67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、74ページ、75ページ、76ページ。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉です。2項事務局費の1の報酬のいじめ問題対策協議会委員報酬とありますが、これについての説明をよろしくお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

これにつきましては、いじめ防止対策推進法の規定によりまして、町においていじめ防止基本

方針を定めるために、吉富町いじめ問題対策協議会を開催予定でありますので、その委員の報酬を計上するものであります。3,000円の7人で27年度に2回開催を予定しております。その報酬であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 同じところで、その委員は、人選はどうやってされるのでしょうか。委員の人選ですね。どのようにして決めるのかということをお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） このいじめ問題対策協議会につきましては、平成7年6月に設立されております。委員は、当然充て職がありますので、その振りかえであります。

委員構成の職名を言いますか。

○議員（1番 是石 直哉君） はい。

○教務課長（田中 修君） それでは、委員構成の所属を申し上げます。小学校長、小学校のPTA会長、幼稚園長、民生委員児童委員協議会会長、主任児童委員代表、少年補導員代表、人権擁護委員代表、自治会長会会長と学識経験者の以上9名で構成をされております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 76ページ、77ページ、78ページ、79ページ。教務課長。

○教務課長（田中 修君） それでは、79ページの一番上であります。13節非構造部材耐震改修工事施工監理委託料、それと15節工事請負費、非構造部材耐震工事改修費であります。これにつきましては、27年度中に対策を求められております小学校の講堂の天井等耐震改修工事の13節につきましては、その施工監理委託料であります。15節工事費につきましては、それに係る工事費であります。

工事概要につきましては、講堂の天井、つり天井の張りかえ、それから照明器具の落下防止対策等を予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今、小学校の体育館と伺いましたが、体育館、何というんですか、スポーツで利用させていただいていますね。その方々に使えなくなるわけです。その辺の予算は入れているんでしょうか。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 施工期間中につきましては、うちの体育館、吉富町の体育館等を利用する、また同じように体育館の現在の耐震改修工事のときにも利用者等で割り振って協議した

ように、また小学校で利用されています少年団体等につきましては、町の体育館の利用者との協議によりまして、十二分とはいきませんが、調整してスムーズに少年スポーツ活動の確保もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番席、横川です。この非構造部分の耐震改修工事ですが、これについて設計委託とかいうのはなくてよかったんですか。あったんですか。

○議長（花畑 明君） 教務課長、答弁。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

その設計につきましては、26年度予算で設計して、今設計書ができ上がっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。これは新規事業のことを今教務課長が説明してくださったんだと思うんで、新規事業についてちょっとお聞きしたいんですが、この耐震改修工事は大体いつぐらいを予定しているんでしょうか。時期的なものがわかっていれば教えてください。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 今の予定につきましては、当然工事は長期休業期間、夏休みを予定しています。それで、工程としまして4月に入札をできるだけ早い時期に行いまして、工事工期を5月から一応8月として、8月末、夏休みの終了時点までに工事を完了するように予定しております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに、79ページございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 工事費の、今、非構造のその下に、給食室温水施設整備工事とありますが。

○議長（花畑 明君） 教務課長、答弁。

○教務課長（田中 修君） 小学校の給食室の温水設備の整備の工事であります。給食室に蛇口、調理員が手を洗います蛇口があります。それに温水、今現在水、水道であります。これは県の検査等で指摘をされておまして、学校保健衛生基準に適した温水の設備を整備するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。今のもこれも新規ということでの説明だったんだと

と思いますが、その蛇口だけということなので、施設を使えなくなったりはしないんだと思いますが、その辺の支障はないのかと、大体工事期間はどれぐらいを考えているのかお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 工事期間はちょっとはつきり今確認はできておりませんが、当然給食の業務に支障のないように工事を進めていきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに79ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 80ページに入ります。81ページ、82ページ、83ページ、84ページ、85ページ、86ページまで。

歳出全般についての御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 72ページですが、新規事業の説明があるかと思ひまして聞き漏らしましたんですが、住宅建設費で1億3,482万8,000円ですか、山王団地3工区とありますが、この説明。まず、そのほかの第2工区の残りの分とか何かそういうものは含まれてないか、そういうことも含めてお願いいたします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

山王団地の第3工区でございます。団地内の一番最後の仕上げとなるわけでございます、1億3,482万8,000円計上させていただいております。（発言する者あり）住宅建設費として1億3,482万4,000円でございます。

○議長（花畑 明君） 最初からもう一度おっしゃってください。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

山王団地の第3工区の方でございます、住宅建設費1億3,482万4,000円を計上させていただいております。

○議長（花畑 明君） 数字、それで合ってますかね。（発言する者あり）

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。

○議長（花畑 明君） もといから。

○健康福祉課長（上西 裕君） もといです。住宅建設費の関連した部分でございます、山王団地の第3工区の方でございます。この中で、建築基準法に伴う確認審査手数料15万7,000円、委託料としまして工事単価入替業務、第3工区の意図伝達業務委託、工事監理監督の委託料は438万1,000円となっております。あと営繕工事標準単価表の利用料といたしまして11万4,000円でございます。一番大きなものは工事請負費ということで、1億3,017万

6,000円でございます。住宅2LDK3戸、3LDK2戸分、そして公園整備等をしなればなりませんので、その分も含んでの建設費となっております。財源内訳といたしましては、交付金が3,233万6,000円、町債が4,850万円、一般財源が5,399万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 先ほど町長がおっしゃっていただきました歳入の分のどの辺にこれが入っているか、もう一度しっかりと教えてください。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。

21ページの3目土木費補助金でございます、1節の社会資本整備総合補助金3,233万6,000円、町営住宅分となっております。

そして、29ページの町債でございます。2目の土木費4,850万円、公営住宅建設事業債となっております。あとは、一般財源の5,399万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今のところは全て、72ページですかね、2目の住宅建設費は1億3,482万8,000円は全て第3工区のみですね。ほかのは入ってないですね。それ確認を。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

第3工区のみでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） この第3工区の工事費の中には、議員の皆さんの中には御存じの方もおられるかと思いますが、今の山王住宅の真ん中よりちょっと西の部分ですかね、住宅の中に個人の住宅が1つあります。個人住宅が。その方の里道というか、進入路を多分、どういういきさつかわかりませんが、当時山王住宅をつくったときに町営住宅用地として取り込んでおります。それを今回、山王住宅を解体し、建てかえをする中で、きちっとその方の進入路を確保しなければならぬという問題も中に含まれております。当事者であります御本人さんとの話の中でも、それを確保していただきたいということがありました。今は本来の道を通れませんので、住宅内を通っております。住宅の用地内を。だから、そこも今回の建てかえにおいてきちっとした形が出さな

ければならないということがありますので、その辺の工事費等も含まれております。その方の家に今、水道と下水が行っておりますが、それも町営住宅の中を通っておりますので、本来の道の部分に通さなければならないということで、やりかえをしなければならないということで、御本人さんもこれで安心ができるということでもありますので、この第3工区が速やかに工事が終わらないと、個人の方の権利を町がいつの間にか、どういういきさつかわからんですが、抑え込んでいということがありますので、これも解決をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これは詳しくは所管で聞けるんでしょうけど、わかりました。大体あの場所を聞いておりますので。ありがとうございます。

○議長（花畑 明君） では、再度歳出全般についての御質疑はございませんか。

歳入歳出全般についての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど町長から助言いただきましたので、この新規事業について今説明を受けた分以外でまだ説明がついていない部分、歳入歳出のまだ説明していない部分についての質問を行います。

先ほど公営住宅と小学校非構造部材についても補助率とかでも説明を受けましたが、残りの分についてはどういう財源なのかとかいう説明も求めます。

○議長（花畑 明君） これは、どこが残っているの。介護予防だけか。（発言する者あり）山本議員、どこが残っていますかね。

○議員（2番 山本 定生君） 小学校介護予防。

○議長（花畑 明君） 起立されて言ってください。

教務課長。

○教務課長（田中 修君） 小学校の非構造部材につきましては、工事費から国庫補助金を引いて10万円以上の単位で100%起債を借り入れです。10万円以下については町費となります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、何かありますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

介護予防の、先ほどの介護の分でございます。48ページの介護予防・日常生活支援総合事業、4目のところでございますが、その中の大きな歳入としまして2,889万4,000円となっております。

この分、介護予防の分担金が主なものでございまして、事業費の何%という、そういう割合はございません。前年より500万円ほど伸びておりまして、うちが、事業、こういう事業をした

いということで申請をしたら、それに沿って予算をつける、広域連合のほうがつけていただいております。

介護予防としまして、890万5,000円、任意事業として、任意事業が配食サービス、そういう分に当たりますが219万4,000円、そして包括支援センターを設置しております。その関係で1,425万1,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） ちょっと、この新規事業なんですけれど、前回のときはお願いして詳細説明みたいなものを出していただきました。それでわかりやすかったんですけど、今回は出してくださいとは言っておりませんでしたけれど、こういう議会をタイムリーに進めていくためには、ぜひ、町長、お願いがあります。今後も、新規事業とか特殊なときは、もうちょっと詳細を前に書いたもので提出または説明していただきたいと思います。そうすると、早く時間短縮できて、スピード化していくんじゃないかと思っておりますので、ちょっと私お願いしておきます。

○議長（花畑 明君） 関連質問として……

○議員（9番 若山 征洋君） はい。

○議長（花畑 明君） しましょうか。

では、再度、歳入歳出全般についての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど公営住宅、山王住宅についての説明を受けました。今度つくるのは2LDKと3LDKと言われておりましたので、その坪単価などがわかりましたら教えてください。もし、今お手元に資料がなければ、次の委員会までに資料を提出してほしいと思います。そうすると質疑のほうがりやすいのかなというふうに思います。

それと、先ほど町長が補足で隣の家の方の敷地の何か、予算が入っていると言われましたので、その内訳なども、今出なければ後でまた出してください。よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、今出ますか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 詳細については今持ち合わせがございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 梅津議員、いいですか。

○議員（4番 梅津 義信君） （ ）。

○議長（花畑 明君） 何とおっしゃってるんですか。

○議員（4番 梅津 義信君） （ ）。

○議長（花畑 明君） では、次に87ページに入ります。債務負担行為、支出予定額等に関する調書、88ページまで。次に89ページ、地方債現在高に関する調書。次に給与費明細書。90ページをお開きください。続けて91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページ、98ページ、99ページまで。

以上予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） いいですか。山本議員、いいですか。

○議員（2番 山本 定生君） はい。

○議長（花畑 明君） はい。

では、質疑なしと認めます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第15号はそれぞれの所管委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号はお手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託することに決しました。

日程第17. 議案第16号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第17、議案第16号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

まず、予算書の1ページをお開きください。歳入の2ページ、3ページ、歳出の4ページ、5ページ、6ページ、事項別明細書、総括、歳入、7ページ、同じく総括、歳出、歳入8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページまで。

歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、歳出に入ります。15ページをお開きください。16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。 歳入歳出全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、給与費明細書、23ページ、続いて24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページまで。

以上、予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉産業建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第18. 議案第17号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第18、議案第17号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

まず、予算書の1ページ、歳入の2ページ、歳出の3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページの同じく総括、歳出、次に歳入の6ページ、7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑はありますか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では次に、歳出に入ります。9ページ、10ページまで、歳出全般についての御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、予算書全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） では、質疑なしと認めます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第17号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第19. 議案第18号 平成27年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第19、議案第18号平成27年度吉富町奨学金特別会計予算につ

いてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

まず、予算書の1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出4ページ、続いて次に5ページ、事項別明細書、総括、歳入、6ページ、同じく総括、歳出、次に歳入7ページ、8ページ、9ページ。

歳入全般について御質疑はございませんか。 返答をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出に入ります。10ページ。

歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 以上、予算書全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第20. 議案第19号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第20、議案第19号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書の1ページをお開きください。歳入2ページ、3ページ。歳出の4ページ、5ページ、第2表地方債、次に6ページ、事項別明細書、総括、歳入、7ページ、同じく総括、歳出、次に歳入の8ページ、9ページ、10ページ。

歳入全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、歳出の11ページをお開きください。続いて12ページ、13ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、14ページをお願いします。債務負担行為。支出予定額等に関する調書。次に15ページ、地方債現在高に関する調書。次に、給与費明細書、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページまで。以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第21. 議案第20号 平成27年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第21、議案第20号平成27年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

予算書の1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。実施計画、4ページ、5ページ。予定キャッシュフロー計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、続いて9ページ、債務負担に関する調書、10ページ。予定貸借対照表、11ページ、12ページ。予定損益計算書の前年度分、13ページ。予定貸借対照表前年度分、14ページ、15ページ。次に、予算明細書、収益的収入及び支出、16ページをお開きください。順次、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ。続いて資本的収入及び支出22ページ。

以上、予算書全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第20号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第22、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（花畑 明君） 日程第22、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

平成27年6月30日をもって任期が満了いたします高尾賢二氏を再推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号第6条第3項）の規定によりまして、町議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議方をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これで説明を終わります。

これから質疑を行います。本案に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今総務課長から説明がありました。先日来、全協でも町長のほうから説明がありましたが、本会議場でまた町長がこちらの方について一言あればお願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 人権擁護委員の候補であります高尾賢二氏につきましては、今2期されて、今度3期目ということで、私の知る限りでは適任者ではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略するこ

とに決しました。

次に、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣が委嘱する、吉富町に設置され、非常勤職であると聞いております。この高尾賢二さんは、2期もお務めであるし、人格識見とも高く、広く社会の実情にも通じ、人権擁護について理解をする方であると聞いております。適格な人物だと思います。もって、賛成いたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。高尾賢二君を適任とすることについて、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については高尾賢二君を適任とすることに決定をいたしました。

日程第23、議案第21号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（花畑 明君） 日程第23、議案第21号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

提案理由について御説明申し上げます。

平成27年4月1日から、有明広域葬祭施設組合が名称変更することに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるとでございます。

お手元の資料ナンバー1の17ページと18ページを御参照ください。福岡県市町村職員退職

手当組合理約の一部を改正する規約。福岡県市町村職員退職手当組合理約（昭和36年県指令36地第903号許可）の一部を次のように改正する。別表第1その他の項及び別表第2第2区の項中「有明広域葬祭施設組合」を「有明生活環境施設組合」に改める。附則としまして、この規約は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議方をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

本案に対しての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（花畑 明君） 日程第24、議案第22号町道路線の認定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第22号町道路線の認定について、御説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元の資料ナンバー5を御参照ください。

赤く示しています路線番号344号でございます。起点が吉富町大字楡生176番6地先から終点の吉富町大字楡生178番3地先までの建て売り分譲造成地内の道路であります。この道路につきましては、幅員6メートルの通り抜け可能な道路とし、竣工後に町へ寄附する旨の申し出が事業者からあり、町としても寄附を受け、町道として管理を行うこととしたいため、今回認定を行うものでございます。

御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（花畑 明君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 道路の認定というんですか、寄附されるということです。規定に沿っているんだらうと思いますが、いかがでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 寄附を受ける道路の幅員につきましては6メートル、これにつきましては町が施工する道路構造令では6メートルというのはございませんが、現在町内でも6メートルの道路ということで整備を進めております。そういった関係から、造成業者においても町の道路整備に即した6メートルで整備をしたいという申し出があり、町としてもそれであれば寄附を受けさせていただくということで今回路線認定を上程したような次第であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第25、議案第23号 町道路線の廃止について

○議長（花畑 明君） 日程第25、議案第23号町道路線の廃止についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第23号町道路線の廃止について、御説明申し上げます。

道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するに当たり、同条第3項において準

用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元の資料ナンバー6を御参照ください。

赤く示しております路線番号第210号並びに路線番号211号、町営別府住宅内の町道でございます。いずれも起点が吉富町大字別府293番地先から、終点が吉富町大字別府293番地先までの町道であります。

提案理由としましては、この2路線については町営住宅内の道路であり、町営住宅内通路として所管課が一体的に管理するために今回廃止をするものでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明を受けました町営住宅、別府住宅の中を通り抜ける2本についての廃止案だと。

ちょっと確認いたします。これ、周り1周回っている部分についてはまだ町道のままとということだったのでしょうか。ちょっとその辺の確認をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議員がおっしゃるように、周回道路については現状のまま町道として利用を引き続きする予定です。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

では、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、福祉産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

（執行部退席）

○議長（花畑 明君） 大変お疲れのところ、もう少しございますのでお願いします。

日程第26. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（花畑 明君） 日程第26、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付をしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定をいたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（花畑 明君） それでは、以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間になりました。大変お疲れさまでした。

午後2時30分散会
